

療育部会の運営に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置する療育部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任する事務)

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障がい児支援に関する課題を抽出すること。
- (2) 障がい児支援ニーズの把握と実態に合わせた福祉サービスを検討すること。
- (3) 療育に関する勉強会や支援方法についての啓蒙活動を行うこと。
- (4) 教育機関との連携を含めた障がい児支援のネットワークづくりを進めること。
- (5) その他部会長が必要と認めること。

(構成員の資格)

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

構成員の資格
相談支援事業所
放課後等デイサービス事業所
短期入所事業所
居宅介護事業所
生活介護事業所
児童発達支援事業所
教育委員会
支援学校
障がい福祉主管課